

第二百回国会 經濟産業委員会 議 録 第四号

令和元年十一月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

あきもと司君

穴見 陽一君

石崎 徹君

神田 裕君

高村 正大君

辻 清人君

野中 厚君

穂坂 泰君

細田 健一君

富澤 博行君

吉川 越君

浅野 哲君

落合 貴之君

菅 直人君

櫻井 周君

中野 洋昌君

足立 康史君

神山 佐市君

鈴木 淳司君

田嶋 要君

鰐淵 洋子君

畦元 将吾君

石川 昭政君

岡下 昌平君

木村 哲也君

國場幸之助君

富樫 博之君

福田 達夫君

星野 剛士君

三原 朝彦君

山際大志郎君

和田 義明君

今井 雅人君

柿沢 未途君

斉木 武志君

宮川 伸君

笠井 亮君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長)

政府参考人 (経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官)

政府参考人 (経済産業省貿易経済協力局長)

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人 (中小企業庁長官)

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長)

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事)

政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役員社長)

経済産業委員会専門員

曾根 健孝君

糟谷 敏秀君

小澤 典明君

上田 洋二君

須藤 治君

保坂 仲君

村瀬 佳史君

前田 泰宏君

奈須野 太君

金子 修一君

山名 元君

文挾 誠一君

佐野圭以子君

福田 達夫君

門山 宏哲君

長尾 敬君

山下 貴司君

山下 貴司君

山際大志郎君

齊木 武志君

山崎 誠君

櫻井 周君

今井 雅人君

齊木 武志君

山崎 誠君

長尾 敬君

山下 貴司君

福田 達夫君

山下 貴司君

富樫 博之君

木村 哲也君

今井 雅人君

櫻井 周君

齊木 武志君

山崎 誠君

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事山名元君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役員社長文挾誠一君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官大西証史君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦君、外務省大臣官房参事官曾根健孝君、経済産業省大臣官房長糟谷敏秀君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官木村聡君、経済産業省貿易経済協力局長保坂仲君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁長官前田泰宏君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び原子力規制庁長官官房審議官金子修一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。今井雅人君。

○今井委員 皆さん、おはようございます。立国社共同会派の今井雅人でございます。

質問の機会をいただきましてありがとうございます。十月二十五日の金曜日の午後には私も質問する予定でもう通告も終わって、待っておりまして、当日の朝、質疑をするはずの菅原大臣が辞任をされ

委員の異動

十一月七日

富樫 博之君

門山 宏哲君

補欠選任

菅原 大蔵

赤松 俊彦

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

菅原 大蔵

ことを考えているんだけれども、それを逃れるために東電に任せていると言っているのか。

これ、もし東電が資金支援できないといった場合に、相当大きなことがあったわけですが、大臣、東電に任せればいい、経営に任せればいいと言うのは余りにも国として無責任ではないですか。

○梶山国務大臣 東電もそのリスクを十分に考えた上で、取締役会の結論は出していると思っております。

その後に、例えば、この東海第二だけじゃなくて、廃炉になる、またバックエンドをどうするんだという課題もあるわけでありまして、二〇一一年の三月十一日の事故以降、やはりバックエンドというものをしっかり現実のものとして考えていかなければならないと私自身も思っております、就任をして、バックエンドのことも指示をしているところであります。

○宮川委員 私、一年前に、文挾副社長とも同じような議論をしたんです。そのときはまだ決めているとおっしゃっていたので、あれから一年あつた中で、しっかり会社の中でも、これだつたら国民に説明できるだろう、これだつたら、それは反対の人はゼロにはできないかもしれないけれども、福島の方々に説明できるだろう、そういう大事な事業計画を持って、それで来ていらつしやるというふうには私は思っていたわけですが、結果としては、本当に何も無い、ほぼゼロベース。信じてください、我々がちゃんと経営上問題ないと言っているんだから国民は黙って信じてくださいと言わなければならないわけですね。

なぜこういう説明になるのかといえは、私は、やはり、今の原発行政が破綻をしていて、どう考えても国民の半数以上、多くの方が納得されるような事業計画がつかれないから説明できないんじゃないかと。だから、もともと、今の第五次エネルギー計画、原発を二〇％動かすということになっていますが、約三十基近い原発を動かさなければいけない。こういった、全く実現できない

ようなものを政府が押しつけているから、こういったはずみか、国民にもしわ寄せが来ているんじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○梶山国務大臣 原子力に対する考え方は、三、一一以降変わってきているということでありまして、六十基あつた原発も二十四基廃炉という決定もしているわけでありまして。

そういう中で、二〇三〇年のエネルギーのベクトルをどうするか、いろいろな可能性、いろいろを実現するためには、いろいろな可能性、いろいろな選択肢を考えていかなければならないと思っておりますし、その中で、原発は極力低減をしていく、また再生可能エネルギーもふやしていくという方針のもとに今やっています。

今、一つの電源を全て否定するようなことになれば、二〇三〇年のエネルギーミックスもなかなか難しい。その次の、例えば、極力低減して、再生可能エネルギーをふやしていくということもなかなか難しいのではないかと私自身は思っております。

○宮川委員 福島のために、そして、本当に必要だということを国民に説明をして、しっかり進めていっていただきたいということをお願いをして、私の質問を終わりにいたします。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いたします。

きょう、私の方からは、まず最初に、日米貿易協定にかかわる自動車産業の話題から質問に入らせていただきます。

昨日行われた外務、農水、経産の連合審査会でも質問をさせていただきまして、きょうもやりとりをさせていただいた中から見えてきたものは、日本の基幹産業である自動車産業については、関税撤廃というのがあつかも確約されているかのような説明がされてきたわけですが、実際のところ、よく聞いてみれば、まだ関税

撤廃するかどうかを交渉する場が、いつやるのか、どういう項目についてやるのかをこれから交渉で決めていくというような答弁が茂木外務大臣の方からありまして、現場、産業界の皆さんは大変不安を感じているわけでありまして。

きょうは、これについては余り深掘りはしません。しかしながら、自動車産業がどれほどの影響をこれから与え得るのか、産業界としてのインパクトというのを改めて確認をしてみたいと思っております。

まず最初の質問は、自動車関連産業の現場では、今、モビリティ・アズ・ア・サービスですとかCASEといったような大きな産業構造の変化が起こっております。こうした変化が、今後、どの程度、国内そして海外の経済産業分野への影響を与え得るものなのか。定量的な評価で答弁いただければありがたいですけれども、どういう認識を今政府が持っているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 今委員がおっしゃったように、自動車業界は大きな転換期に差しかかっていると思っております。エンジンから電動化ということ、モーターにかかわるものも出てきている。そして、エンジンをつくることによって裾野の広い産業や技術開発ができてきたということでありまして、可能性もある。そして、自動運転ということ、ITとの連携、またAIとの連携という分野も出てくるということで、今までの組合せとは違う自動車産業界というものができていくのかなという気がいたします。

ただ、従来、自動車産業を構成する裾野というのは大変広がっております。そういった、中が入れかわっていき可能性があると、不安に思っている方もおおいになるかと思っております。産業界と連携しながら、日本の成長力の源泉でもありますので、しっかりと支えてまいりたいと思っております。

○浅野委員 私が期待した答弁とは若干異なりまして、ただ、裾野の広い分野である、そしてそこが大きく今変わろうとしていることである、それは、誰もがここは認識を一致できると思っております。それは国内海外問わず同様だと思っております。

そういった中で、今回の日米貿易協定に関しては今後の交渉になっていく、しかも、どの項目について交渉するかはこれから交渉していくということですから、やはりそこに対して早くから日本の政府としても準備をしなければいけない、これはきのうも御指摘をさせていただきました。

まず、外務省、きょう来ていただいたと思っておりますので、外務省の日米貿易交渉に関する考え方として、自動車及び同部品に対する関税交渉の現時点の方針といったものを簡潔に教えていただきたいと思います。

○曾根政府参考人 お答えさせていただきます。自動車分野に關しましては、先ほど委員の方からも御指摘があつたとおり、電動化、自動走行等、大変革期にあるということで認識しております。

交渉の方は関税撤廃を前提に今後協議していくということでございますけれども、その点に關しては、今後の交渉においても、できる限り早期の関税撤廃に向けて協議を進めていくということを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員 もう少し具体的にお伺いしたいと思っておりますが、九月二十五日に茂木外務大臣がニューヨークで記者会見に臨んだ際のメモが、きょうの資料の六、最終ページに掲載されております。

その中で、赤線が引いてある部分をごらんいただきました。自動車については、さまざまな部品構成やその重要度も変わっていく可能性が高い、そうした状況も見きわめて引き続き協議を行っていくことが適切という御発言がありました。少し下の段落の方、今どの部品とい

うことを決めるよりも、こういった状況、恐らくこれから何年かで決まってくると思います、こういったものについてターゲットを絞って交渉していくことが適切だというふうな発言がございました。

要するに、これから数年かけて変わっていくこの業界の動向を見きわめて決めていくというのは、それは方法論としては間違っていないとは思いますが、やはりこれは交渉ですから、先手を打つ、あらかじめ戦略を練っておくというのは非常に大事なことだと思います。それに対して、何かの具体的な戦略性のある発言がなかったというのは、これも少し不安な点でございます。

きょう、実は、けさの読売新聞の朝刊の一面に、経産省が次世代車技術への対応を促すための必要な技術の重点分野を今年度内に策定するといった報道がございまして、まず、これが事実なのかどうか。ちょっと、わかる方、御答弁いただけますでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

CASEの流れ、これはこれまで以上にさまざまな業種が関与していくことになりまして、そういったことを前提に、今般、CASEの技術戦略プラットフォームという場を、本日、経産省の中で設けて、さまざまなプレーヤー間で、技術動向にかかわる情報共有でありますとか、何が課題なのかといったことについて議論をして、一緒に連携して取り組む共通領域を模索をして、一緒というところを考えているところでございます。

○浅野委員 こういった動きは大変歓迎をしたいと思いますし、ぜひ、何度も繰り返していただくために経済産業省としても取り組んでいただきたいのに加えて、やはりこういった動きが経産省内でありまして、これから迎える日米貿易交渉の中で、自動車関税、こういったところを押さえるべきなのか、こういったところは経産省内にさまざまな知識が蓄えられていくと思っております。

のところを外務省と経産省でしっかり連携をとっていただいて、この貿易交渉、日本側の産業を守るだけでなく、更に成長できるような環境をつくっていただきたいと思います。大臣の御見解があれば、よろしくお願いたします。

○梶山国務大臣 きのうの連合審査でも議論があったと思うんですけども、自動車とその構成する部品ということ、それが大事かということ、十分認識しているんですけども、交渉相手があつてのことですから、それを含めるかというふうな議論も出てくると思います。そして、それぞれの貿易の思惑もありますので、そういったものをどう決めていくかということで、日本の考え方をしっかりと上ですという貿易交渉に臨んでいくものと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。それで、次の質問ですが、本日、大臣の所信質疑もさせていただきます。

大臣は、以前、地方創生担当の特命大臣をされておりました。その際のいろいろな発言を見ておられますと、やはり地方の産業という部分に大変関心を持たれて取り組まれてきたと認識しておりますが、地方創生担当大臣として認識した経済産業分野の課題というのに対して、今の大臣の見解をまずは教えていただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 以前、地方創生の担当大臣をされていただきました。そして、地方の活力を取り戻すにはやはり経済が大変重要であるということも感じました。経済が低迷していくということ、その地域がだんだん活力がなくなる、また高齢化していく、また若い人たちがいなくなるということにもつながるわけでありまして、まち・ひと・しごとと申しますけれども、仕事がまず最初ということ、地域の仕事をいかにつくるかということ、従来歴史的な産業もあると思っております。そして、昭利に入つて、戦後のある程度の長い期間、その地域での産業もあつたかと思っております。

も、新たな産業も含めて、また従来ある産業もブラッシュアップしながら、もう一度資源を見詰めて直していきましょうよということ、それぞれの自治体で総合戦略という形で立てていただいて応援をしてきたつもりでありますけれども、なかなか、景気対策をやつても、上から下におりてくるばかりではないということ、従来のパイプが目詰まりしている場合もある、また途中で全部水が吸い込まれてしまう場合もあるということ、そういったことも含めて、地域の実情を把握しながら経済の活性化を図りましょうということ、そういう意識をしながら取り組んできたわけでありまして。

○浅野委員 以前経産省大臣をやらせていた世耕大臣は、大変恐縮ながら、かなりベンチャー、新しい産業創造あるいは新しい企業をつくり出すことに大変強い意識を持たれた大臣だったと認識をしておりますが、梶山大臣は、それに加え、これまた産業を育ててきた比較的長い歴史のある企業、中小企業も含めてですけれども、そこに対して意識を強く持たれているというふうには私認識をしております。

そういう意識からちょっと次の質問をさせていただきます。ただだいたいですけれども、やはりこのところ、台風によって、地方の中小企業を始めておられる企業の方々が大変な状況に置かれております。この中小企業をどう当面支えていけるかというのは政府の重要な課題だと思っておりますけれども、昨日ちょっと発表をされた、そしてきょう閣議決定をする予定だというふうな聞き及んでおられるんですけれども、被災者の生活となりわいの再建に向けたパッケージというものが発表されました。

この中では、いわゆるグループ補助金、そして自治体連携型補助金、また小規模事業者持続化補助金、そしてセーフティネット四号といったさまざまなメニューがあるわけですが、このグループ補助金については、適用できる都道府県が限定されている。具体的には、宮城県、福島

県、栃木県、長野県というふうな指定をされているわけですが、ちょっとときよ質問通告していた内容とは少しずれる部分ではあるもの、なぜこの四県になったのか。

例えば、大臣としても私も茨城の人間ですけれども、茨城県においても多くの被害が発生していることは大臣も御認識を持たれていると思っております。特に視察に行かれた地域ですね。にもかかわらず、今回この四県に限定をされた理由ということについて、少し説明を求めたいと思っております。

○梶山国務大臣 災害のときには災害救助法をすぐ適用してさまざまな課題に対応してまいりました。そして、災害額を積算をして、その額によって激甚災害の指定をしていくわけでありまして。本激、局激と言われるように、本激のところはその四県に当たるところでございます。

では、ほかのところにはこれは適用できないのかという議論もありません。東日本大震災のとき、グループ補助金で大分助かった企業、商店、たくさんありました。そして、熊本地震のときもこれに準じた制度をつくりました。そして、今回も、使えるのか使えないのかという議論がありました。また要請もたくさんありました。その中で、自治体連携補助金というものをとりまして、実際には四分の三が公費、四分の一が自己負担ということで、これは県が中心にやってくっていくことになりまして、資金の支援もしていただくことになりまして、ほぼほぼグループ補助金と同じような仕組みで救済をできると思っておりますけれども、そういったものを、今度は運用の面で柔軟に、また手続の面でも簡素化をするということも指示も出してありますし、いち早くこういったものに取りかかるといえるかどうかというものが地域の被災をした企業、商工会議所を通じてしっかりと周知をした上で取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 御説明ありがとうございます。

になりますけれども、これは要するに、中小企業の方々というのは書類作成や申請作業をする手間をかけるほどの余裕がない方が多いのが実態で、やはりグループで申請できるということで、そこが大変重要とされたというのがあります。

ですから、今大臣が言っていたグループ補助金が使えない地域においても、手続の簡素化というのはぜひとも具体的に対応をお願いしたいというのが一つ。

そして、最後、商工会、商工会議所の方たちの御協力もいただきながらという発言もありました。

ちょうど、「中小企業いばらき」という、これは地元の商工会の方々がつくっていらつしやるので、今月は、たまたまだと思えますけれども、このしの通常国会で審議をされた中小企業強靱化法の解説が載っております。

中小企業強靱化法というものも、せつかく中小企業を守るために、よりよい形をつくるための法案でしただけでも、きょう、ちょっとこれから議論させていただきますのは、この強靱化法の中身はあくまで、BCP計画を作成したときに、事前、いわゆる投資、防災、減災に対する投資を優遇するという支援にとどまっております。きょうはこういう表現を使わせていただきますが、こういう災害が起きたときに、事後的な支援策についても何らかの優遇を設けることができないのかということも考えるわけです。

望ましくは、全ての中小企業がしつかりBCP計画を策定して、何かが起こったときにでも十分に防災、減災ができる形を整えて、しかも、それでもやはり何か被害を受けたときには、その後早期に復旧できる、そういうような趣旨の法案でありますから、発災後のケアといったものも政府のメニューの中に今後盛り込んでいただきたいというふうにも思っているんですが、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 今委員から御指摘ありましたように、強靱化法は、防災、減災ということで、B

CP、企業が継続していくための努力をしていただくということでも支援をしてきております。

今回、その中でも、数多くの企業が多分被災をされたことだと思えますけれども、ここで強靱化法に指定されている企業にスポットを当てるというよりも、より多くの企業がこのパッケージの中で救済されることということで、先ほど申しましたグループ補助金のほかにも、資金の支援、また特別保証ということでも〇〇%の保証であるとか、そういったこともありますので、その中で選んでいただき、また対応をしていただきたいと思っております。

いずれにしても、中小企業が悩むのは資金繰り、帳簿上は利益が出ていても、資金繰りというのは大変なことでありまして、また資金調達、雇用、さまざまなことで、雇用もここで中断してどうしようということもありませんので、雇用調整も含めてどうしていくのか。経済産業分野のみならず、全ての、厚生労働分野も含めて、政府でパッケージで対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員 では、次の質問、テーマに移ってまいりたいと思えます。

大臣は、以前、地方創生と並行して規制改革担当大臣もされておりました。そのときに取り組まれた公文書管理の適正化、我々野党の立場でも大変当時はいろいろ議論をさせていただきましたけれども、この公文書管理に対する取組をされた当事者として、公文書管理に対する大臣のお考え、取り組まれた当時の思いといったものをいまい少し御開陳いただければありがたいと思えます。

○梶山国務大臣 当時、議事録が不備であったり、また整備をされていない、つくられていないものもあって、御指摘を受けました。その中で、公文書の改革をしなければならぬということ、外部の委員から成る公文書管理委員会を頻りに開いて、皆様のお知恵を拝借をして、ガイドラインの変更もしてまいりました。

しつかりと公文書を残すことが健全な民主主義

の根幹を支える国民共有の知的資源であると思っております。ですから、しつかりとその制度を根づかせるためにもということで、公文書管理官というものを置き、それぞれの省庁にも公文書を管理する職責をつくって、多分局長級の方がついていくかと思っております。

形はできました。魂を入れていくことだと思っております。これまでではこれまでとしてはいけないんですけれども、今後、しつかり公文書に携わる方々は、こういう魂を入れた上で何をしようか。そして、制度もできた、考え方もはっきりしてきた、さらにまた、電子化に対するワーキンググループもできて、今検討しているところでありまして、これからのしつかりした公文書管理というものに資する形はできていると思っております。

○浅野委員 まさに魂を入れていくことが重要で、その魂を持った取組を行政活動において実践をしていただくことが大事だと思えます。

きょう、資料の二の方に、行政文書の管理に関するガイドラインの一部を掲載しております。

これは内閣府のホームページで公開されておりますけれども、この赤線の部分、〇〇省ということになります。経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ又は検証することができるよう文書を作成しなければならぬ、こういう一文がございます。

ですから、もちろんこれを実現するために、公文書を適切に作成し、管理し、そして公開をしていく、これがこれから行政の皆さんには求められていきます。それが各種、魂のある活動だというふうにも思っております。

そこで、一枚めくっていただいで、資料三をござらんたいだきたいんですけども、十月十八日の朝日新聞の朝刊にこのような記事が載っております。これは日韓の輸出管理に関する記事でございます。見出しが大変刺激的なんですけれども、

「極秘決定 公表はG20後、参院選前」というような見出しで、かなり詳細な記事が掲載をされてございます。

例えば、六月二十日の午後には安倍総理の官邸執務室で関連する協議が開かれた、具体的な名前も出ております。そして、少し中段の方に目をやっていたいただきますと、この会議が行われた日の八日後にはG20サミットが迫っていたと。首相は、議長として自由貿易の重要性をうたった宣言をまとめなければならぬ立場であったということもあって、記事を読んだ後にこの輸出管理に関する何かの動きをしようとした後というように記事が載っているわけですね。

これももし事実としたらとんでもないことでして、改めて、経産省内でこの輸出管理に対してどのような議論がされて、どういった経緯で韓国に対する輸出管理の事業が決まったのか。この部分、しつかり経緯を国民に対して説明をしていただく責任があると思えますので、その部分について経緯の説明を求めたいと思えます。

○保坂政府参考人 お答え申し上げます。

日本を含む各国につきましても、国際合意に基づきまして、軍事転用可能性がある貨物や技術の貿易を適切に管理することが求められておりまして、そのために必要な不審の見直しは、国際社会の一員として当然の義務として行っているところでございます。

まず、今回の措置でございますが、国カテゴリーの見直しにつきましては、韓国の輸出管理制度の運用に不十分な点があるところ、日本からの要請にもかかわらず二国間の輸出管理政策対話が三年間開催されていないなど、韓国側の改善の意思や取組等を確認できない状況が続いていることから、韓国に与えられていた優遇措置を早急に見直す必要性が生じて、措置をしたものでございます。

また、三品目に対して個別許可を求めることとした件につきましては、不適切事案の再発防止が

必要であるところ、現状を放置することによって適切な輸出管理制度の運用が困難になることから、早急に対応する必要性があったことから措置を行ったものでございます。

一般的に、輸出管理の運用見直しにつきましては、従来より、経済産業省で検討を行っており、必要に応じて政府部内で相談の上決定しておりまして、本件もそのプロセスに従い決定したものでございます。

具体的には、三品目に対して個別許可を求めることとした件につきましては、六月二十八日に省内手続を完了し、輸出貿易管理令の運用につきましてなどを一部改正、七月一日に公布、四日に施行したものでございます。

また、国カテゴリーの見直しにつきましては、七月一日から二十四日にかけてパブリックコメントを実施した上で、八月二日に閣議決定、八月七日に公布、八月二十八日に施行したものでございます。

以上でございます。
○浅野委員 多分これを今初めて聞いた方は大変複雑怪奇な説明だったかなと思つたんですが、一言、ポイントだけ言うと、要するに、非化ポリイミド、レジスト、非化水素の三品目が個別輸出許可制に切りかわったわけですね。これが大変な騒動に発展したわけですけども、これが、今、決められたのが六月二十八日だという御答弁がございました。

私が伺いたいのは、六月二十八日に決めるまでの間でどのような経過があったのか。例えば、三品目を個別輸出許可に切りかえなければならぬ事象がどの時点で発生した、あるいは、どのタイミングでこの判断をせざるを得なかった、このタイミングになったのがなぜなのかという部分についてはちょっと今の答弁には含まれていなかったように思いますので、もう一度その部分に関して御答弁をいただけますでしょうか。

○保坂政府参考人 本件の検討を開始した時期だと思つたので、御答弁させていただきますと、

三品目に対して個別許可を求めることとした件につきましては、昨年、不適切事案が発覚をしまして、それ以降事案を調査していく過程で、再発防止策の一環として検討を開始したものでございます。

また、国カテゴリーの見直しにつきましては、韓国との輸出管理政策対話の開催に向けた動きが見込まれないことを踏まえて、ことしに入ってから検討を開始したものでございます。

○浅野委員 不適切事案が昨年発生して、それから調査検討をして六月二十八日に決定をしたという理解をしてよろしいのかと思うんですが、そのやりとりの記録はとってありますでしょうか。そして、それは公表可能なものでしょうか。

○保坂政府参考人 今回の運用見直しの意思決定にかかわる文書につきましては、適切に保存されていると考えておるところでございます。

○浅野委員 適切に保存されているものは公表可能でしょうか。

○保坂政府参考人 適切に保存されているものについては、公表可能ではないかと考えております。

○浅野委員 では、ぜひこの書類を、公表を求めたいと思つたんですが、委員長、いかがでしょうか。

○富田委員長 後刻、理事会で協議させていただきます。

○浅野委員 やはり、先ほど大臣が御答弁の中で、魂を入れることが大事だという、まさにそのとおりであります。

今回の日韓貿易の問題については、これを支持する国民の方々がいる一方で、これを個別輸出許可制に切りかわった品目を製造されている方であったり、あるいは取引を御担当されている方々の立場からすれば、韓国に輸出している、韓国の事業者との日常的な信頼関係、そして自分たちの事業というのがある中で、こういったことが政府側から決定をされたことで御苦勞されている方もいるやに思います。

○保坂政府参考人 そのものがいい、悪いというよりも、こういう産業界に影響を与える意思決定というのは極めて透明性高く進めていただかないと産業界の理解が得られないということだと思います。御指摘を申し上げさせていただきます。

○梶山国務大臣 今、担当の局長から話がありましたが、三品目については不適切事案があったということ、しかも日本が世界の市場の大部分を占める製造国であるということ、流用される、また、ほかのものに使われるということは日本の責任でもあるということで、個別許可になりました。

個別許可になつても、許可は出ております。禁輸したわけではございません。そういう形で、手続がまた信頼を得るような形になれば、変わつていくと思つております。

○浅野委員 これで終わりますけれども、透明性のある意思決定というのが産業界の発展にとって大事な。信頼が壊れるのは一日、それを取り戻すのには長い時間がかかりますので、経済産業省の皆様にも、それを踏まえた魂のある活動を求め、最後、終わりたいと思つた。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。梶山経済産業大臣は、十月三十日の所信の中で、全国三千万人を超える雇用を支える中小企業、小規模事業者は日本経済を支える屋台骨だと言われました。まさに日本経済の主役でありまして、ところが、相次ぐこの間の台風とか大雨災害で、業者の皆さんの被害が非常に深刻だ。

大臣に端的に確認したいと思うんですが、昨日政府が決定したいわゆる政策パッケージ、これに盛り込まれたグループ補助金、これはもちろんですが、あらゆる手だてで中小・小規模事業者を支援する対策をとって、それがきちんと活用されるようにすることよろしいんですね。

○梶山国務大臣 笠井委員のおっしゃるとおりであります。目の届かないところもあるかと思つ

ますけれども、御指摘をいただければ、そういったことも含めて、寄り添いながらしっかりと支援をしてまいりたいと思つております。

○笠井委員 では、ちょっと具体的、超具体的な話を伺いたんですが、消費税一〇％に対応するいわゆるPOSレジを導入した被災事業者から悲鳴が上がっております。

そこで、前田中小企業庁長官に伺いたいんですが、例えば、千葉県館山市の老舗の酒屋さん、酒店では、台風十五号で店舗の屋根の瓦やトタンが飛ばされて、雨漏りやパソコンやレジが購入してわずか三日で壊れたと。その被害は二百五十万円。そしてその他にも店舗修復に千六百万円、倉庫には二百五十万円かかるということでありまして。長官は直接その酒屋さんも視察をされてお話しも聞かれたということですが、対処方法もありませんというふうに言われたということでありまして、具体的な言つと、この被災POSレジへの新たな支援策が今回の対策パッケージに盛り込まれたのか、この酒屋さんの場合にどのような支援が可能ということになるんでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。台風十五号で被害を受けた事業者については、一日も早く事業の再開に取り組んでいただくことが何よりも重要であると。政府といたしまして、全力で支援を行っております。

御指摘のとおり、私も九月二十五日に千葉県を訪問させていただき、台風十五号で被災された事業者からさまざまな御意見を頂戴しております。

こうしたことも踏まえまして、台風十五号で被害を受けた事業者に対しては、今御指摘の軽減税率対策補助金の交付要件となっている、九月三十日までレジの購入契約の締結期限をということでございますが、これを緩和しようとして、十月一日以降に購入契約を締結したものの補助対象にするということにさせていただきます。加え、被災によりレジが損壊した場合、十月一日以降の買い直しについても補助対象とするということにさ

させていただきます。